

映画「夜明け前のうた」 相次ぐ上映中止に抗議する緊急記者会見

取材のお願い

文化庁はことし11月2日、映画「夜明け前のうた～消された沖縄の障害者」に映画賞優秀賞を授与しました。しかし4日後に予定していた記念上映を取りやめました。その後、相次いで自治体主催の上映会が中止となっています。12月1日の沖縄市主催の上映会。12月4日の東京・小平市主催の上映会。北海道日高地方の保健所等が主催する12月の「メンタルヘルス映画祭」での上映。その中止決定にあたり、私（監督原義和）には意見表明の機会はなく一方的な報告のみでした。文化庁の方針に倣ったものと思われ、極めて残念です。

きっかけは、映画で描かれた精神障害者のご遺族から文化庁に対し「事実関係が異なる」などの申し立てがあり、文化庁が「遺族の人権を傷つける可能性がある」と判断したことでした。これに対し映画を監督した私は、映画に事実関係の相違はなく、また本年4月以来くり返されてきたご遺族の主張は、一般社会常識に照らして当を失したものであること、映画はいかなる形でもご遺族の人権を傷つけてはいないことを主張してきました。

文化庁や自治体等による上映取りやめは、国民の知る権利を奪う行為であり、また表現の全面的遮断になるため、映画製作者の表現の自由に対する最も厳しい制限です。そして、映画が明らかにした精神障害者の私宅監置の歴史を再び隠すことです。

重大な社会問題に発展していると認識し、緊急の記者会見をおこないます。

ご取材いただければ光栄です。

◆日時：12月10日（金）午後2時～4時（開場：午後1時30分）

◆会場：文京区民センター・2B会議室：2階（文京区本郷4-15-14 ☎03(3814)6731）

※「文京シビックセンター」とは異なる建物です。お間違いのないようお願いします

※交通機関

都営三田線・大江戸線「春日駅A2出口」徒歩2分

東京メトロ丸ノ内線「後樂園駅4b出口」徒歩5分

東京メトロ南北線「後樂園駅6番出口」徒歩5分 JR水道橋駅東口徒歩15分

◆会見発言予定者

- 原 義和（「夜明け前のうた～消された沖縄の障害者」監督）
- 池原毅和（弁護士）
- 甲斐秀幸（配給会社）

なお、12月19日（日）午後1時より、上映会&言論フォーラム『上映中止を問う なぜ隠すのか』をおこないます。東京・新橋の「スペースFS 汐留」です。緊急で自主上映をおこない、議論する場を設け、文化庁や各自治体の上映取りやめ・中止措置は適切だったのか、また私宅監置制度とは何だったのかをあらためて世に問い、視聴者にご判断いただくためです。

問い合わせ先：配給：新日本映画社（担当：甲斐）
電話 03-3496-4871 メール info@espace-sarou.co.jp

12/10 上映中止に抗議する緊急記者会見・呼びかけ文

◆映画の意図

この映画は、かつての私宅監置制度に光を当てたものです。私宅監置は、1900年に全国に公布された精神病患者監護法に基づき精神障害者を自宅の小屋などに隔離した行政措置で、日本本土では1950年に廃止されましたが、戦後、米軍統治下に置かれた沖縄では1972年まで残りました。公的隔離ですが、家族が申請し、家族が「監護義務者」として患者の世話をする仕組みでした。遺伝病という間違った認識や露骨な結婚差別があった時代です。家族は後ろめたさや罪意識を背負われ、真っ先に口を閉ざしました。地域や行政はそれに同調しました。結果、犠牲の事実はなかったことにされてきました。この映画は、そうした社会のあり方に抗い、無き者にされた犠牲者の名前を刻み、その人間像を浮かび上がらせようと試みた映画です。

◆ご遺族の訴え

文化庁や沖縄市等の自治体が上映中止を決めたきっかけは、ご遺族からの苦情です。

苦情の焦点は、主に2つと思われます。1つは「自分たちに連絡もなく映画がつくられたのは問題である」との訴え。私は、島で取材をした時に複数の人にご遺族の連絡先を尋ねましたが、誰も教えてくれませんでした。私宅監置犠牲者のお孫さん（長男の娘）にも会い、「叔父叔母がいる」と教わりましたが、お孫さんも「連絡先を教えるのは、つらいから出来ない」とのことでした。そのご遺族には、たどり着けなかったのです。

もう1つの焦点は、あるインタビューの言葉です。その私宅監置犠牲者の長男（故人）が、島を離れた後、どのような気持ちだったかを慮って、「心の拠り所が奪われ、戻りたくても戻れない。つらいと思う」と島の女性が語ったもの。ご遺族は「戻りたくても戻れないというのは事実ではない」と訴え、削除を求めておられます。

私宅監置犠牲者が亡くなった後、その家族が住んでいた家は解体処分され、さら地にされました。それは、ご長男が島に戻る意思に乏しかったことを示していると思われますし、実際に島に戻りづらくなったことを裏付けてもいます。戻るという言葉は、一時的に帰省するという意味にとどまらず、再び島で暮らすことをも含んだ言葉です。当該インタビューの文脈が伝えているのは、島と一定の距離ができてしまったご長男が、心に宿していたであろう『悲しみ』です。

◆真の解決とは

文化庁は、ご遺族と私の間に入って双方の見解を伝えるなど介入してきました。一方では「当事者間の問題」と突っぱねています。最終的には、遺族の側の主張のみに従い、上映を取りやめました。私は表現の機会が奪われるという最も強い制限を課されました。

この映画は、私が捉えた歴史の真実を人権に配慮した上で世に示した表現物です。ご遺族が特定されないよう配慮しており、ご遺族を貶めるような内容もありません。

私は、ご遺族と対立するつもりはありません。その反発感情は、私宅監置制度の社会的罪責を調査検証せず、犠牲者への謝罪もなく、傷を放置してきた国の無策、無責任に根ざしていると考えます。この制度が犠牲者本人や家族、そして沖縄社会や日本社会に何をもたらしたのか。現在の私たちは何を学ぶべきなのか。映画を上映し、議論する場をこそ、文化庁や他の上映会主催者は確保すべきと考えます。

上映中止は、私宅監置の歴史に再び蓋をすることです。

以下のことを私は求めます。

- ① 文化庁をはじめ沖縄市や東京・小平市等は、上映中止を撤回し、一日も早く上映をすること
- ② 国や市町村は、私宅監置（公的隔離）の罪責を認め、調査検証し社会的けじめを果たすこと